

# 「呉市環境教育副読本デジタル化業務」公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

環境教育副読本は、環境問題全般及び呉市の環境課題への理解を深め、身近な地域環境を大切にすることを育むとともに、主体的に行動できる実践力を育成することを目的として、平成29年から制作している。

現在、小学校4～6年生を対象に冊子を学校経由で配布しているが、全児童へタブレット端末が配布されている現状を踏まえ、本副読本をデジタル化することで、ペーパーレス化による紙資源の節約と、関係機関の負担軽減及び児童への効率的な授業運営につなげるとともに、デジタル機能を活用した環境教育の充実を図るため、本実施要領に基づき、公募による企画提案を募集し、その内容を総合的に審査して、本業務委託に最適な事業者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

呉市環境教育副読本デジタル化業務

### (2) 業務内容

別紙「呉市環境教育副読本デジタル化業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### (3) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (4) 提案限度額

813,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額には、構築費用、運用保守費用（令和9年3月31日まで）を含む。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (2) 公募開始日から本件契約までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 過去5年間に於いて、地方公共団体・教育機関向けのデジタルコンテンツ制作・WEBシステム構築業務の実績を1件以上有すること。

## 4 選定委員会

別に定める呉市環境教育副読本デジタル化業務優先交渉権者選定委員会（以下「選定委員会」という。）設置要綱のとおり。

## 5 スケジュール及び事務手続

### (1) スケジュール

日 程	内 容
令和8年4月27日(月)	プロポーザルの公告(公募開始)
令和8年5月8日(金)	質問書の受付期限
令和8年5月15日(金)	質問書に対する回答期限
令和8年5月22日(金)	参加表明書等の提出期限
令和8年6月12日(金)	企画提案書等の提出期限
令和8年7月上旬	選定委員会(プレゼンテーション)出席
令和8年7月中旬	審査結果の通知
令和8年7月下旬	契約締結
令和9年4月1日(水)	供用開始

※なお、上記予定は変更する場合がある。

### (2) 事務局

呉市環境部環境政策課 脱炭素推進グループ  
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号(市役所本庁舎7階)  
TEL:0823-25-3301 FAX:0823-32-1621  
E-mail:kansei@city.kure.lg.jp

### (3) 事務手続

#### ア 質問書の受付・回答

本業務に関し質問がある事業者は、令和8年5月8日(金)午後5時までに、電子メールにより質問書(様式第1号)を用いて行うものとする。その際、必ず第5項の(2)事務局に電話し、質問書が届いていることを確認すること。質問書に対する回答は、令和8年5月15日(金)までに呉市ホームページにより公開するものとする。

#### イ 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加希望の事業者(以下「参加希望事業者」という。)は、令和8年5月22日(金)午後5時までに、7で定めるところにより参加表明書等を提出するものとする。

#### ウ 企画提案書等の提出

参加希望事業者は、令和8年6月12日(金)午後5時までに、8で定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

#### エ 企画提案書等の審査

参加希望事業者は、11(1)で定めるところにより審査を受けるものとする。

## 6 配布資料

(1) 「呉市環境教育副読本デジタル化業務」公募型プロポーザル実施要領(※この書類)

(2) 呉市環境教育副読本デジタル化業務仕様書

(3) 以下の様式

ア 質問書(様式第1号)

イ 参加表明書(様式第2号)

ウ 業務実施体制表(様式第3号)

エ 企画提案書の表紙(様式第5号)

オ 参考見積書(様式第6号)

カ 参加辞退届出書(様式第8号)

※配布資料は、呉市ホームページからダウンロードすること。

## 7 参加表明書等の提出

### (1) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

### (2) 提出書類とその記載要領

#### ア 参加表明書（様式第2号）：正本1部

所在地，商号又は名称，代表者職氏名及び担当部署連絡先を記入し，代表者印を押印すること。

#### イ 業務実施体制表（様式第3号）：正本1部

総括責任者1名を定め，本業務に従事予定の全員について，実務経験年数・資格及び担当する業務内容等を記入すること。なお，企画提案書等の提出時点又は業務開始時点で，提案内容や事情により担当者が変更になっても差し支えない。ただし，総括責任者については，原則，変更を認めない。

#### ウ 3（4）を証明する書類提出日前3か月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3）

### (3) 提出場所

5（2）の事務局

### (4) 提出方法

書類の提出については，事前に事務局に連絡し，持参又は郵送により提出すること。

なお，持参による場合は，開庁日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送による場合は，配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者によるものとし，提出期限内に必着のこと。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで

### (2) 提出書類とその記載要領

#### ア 事業者概要（任意様式）：正本一式

日本産業規格A列4判（以下「A4判」という。）縦1枚に，所在地・商号又は名称・設立年月日・代表者職氏名・資本金・事業所数・従業員数・主な業務等を記載すること。また，事業内容等を記したパンフレット等があれば添付することも可とする。

#### イ 企画提案書の表紙（様式第5号）

所在地，商号又は名称，代表者職氏名及び担当部署連絡先を記入し，代表者印を押印すること。

#### ウ 企画提案書（任意様式）：正本1部，副本9部

A4判縦，横書き，左綴じ込みを基本とし，両面10～15ページ程度（表紙・目次を除く）で作成すること。なお，図や表などでこれにより難しい場合は，A4判横又はA3判横（A4判サイズに折り込むこと）でも可とする。

#### エ 業務実績（任意様式）：正本1部，副本9部

#### オ 参考見積書（様式第6号）：正本一式

提案に係る見積金額総額及び明細（消費税及び地方消費税を含む金額及び構築，運用保守等にかかる費用など）が分かるように記載すること。なお，積算根拠の詳細については，本見積書とは別に明細（任意様式）を添付すること。

※宛名「呉市長」，タイトル「呉市環境教育副読本デジタル化業務」，提出年月日，社名及び代表者職氏名，代表者印を記載すること。

### (3) 企画提案書の内容

提案内容は、「仕様書」(別紙1)及び以下の内容を踏まえた上で、図や表などを用いて分かりやすく簡潔に記載すること。なお、企画提案書提出日現在で、「仕様書」(別紙1)の機能要件を一部満たしておらず、かつリリース予定日までに事業者の責任において確実に構築・運用可能である場合は、その期日を明示すること。また、類似機能を有する代替案を提案することも可とするが、その場合、機能特徴やメリット・デメリット等について明示すること。

ア 提案のコンセプト

イ 業務実施体制及び実施スケジュール

ウ システム概要・特徴

(ア) デザイン

(イ) 操作性

(ウ) 機能・コンテンツ

(エ) サーバーの保管体制、トラブル等に対するサポート体制

エ 独自提案

### (4) 提出場所

5 (2)の事務局

### (5) 提出方法

7 (4)に同じ。

(6) 企画提案書及び関連資料の作成にかかる費用は、参加希望事業者の負担とする。

## 9 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、令和8年6月12日(金)午後5時までに、参加辞退届出書(様式第8号)を、5 (2)の事務局に提出すること。

※提出方法は、7 (4)に同じ。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当したときは、失格となる。

- (1) 参加表明書等及び企画提案書等の提出期限、提出部数及び提出方法に適合していない場合
- (2) 本実施要領に規定する参加表明書等及び企画提案書等の記載要領及び「仕様書」(別紙1)の業務内容に示された条件に適合していない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合
- (4) 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項以外の事項が記載されている場合
- (6) プロポーザルに関して選定委員会委員と接触を図った場合(ただし、本市が指定した場合を除く。)
- (7) プレゼンテーションに出席しなかった場合(指定された時間に遅れた場合を含む。)
- (8) 審査の公平性を害する行為をした場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本実施要領に違反していると認められる場合

## 11 優先交渉権者の選定

### (1) 審査(プレゼンテーション)

ア 日時

令和8年7月上旬（予定）において、別途調整の上、決定する。

イ 場所

呉市役所本庁舎内（変更となる場合あり）

ウ 参加希望事業者の出席人数

3人程度

※ただし、プレゼンテーションについては、WEB会議方式（Zoomなど）も可能とする。なお、これに係る費用は各社で負担すること。

エ 内容

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション

オ 時間配分

時間は説明20分、質疑応答10分を目安とする。

カ その他

(ア) 選定委員会は非公開とする。

(イ) プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加希望事業者において用意すること。  
プロジェクター、スクリーン及び電源は本市において用意するため、プレゼンテーション実施日の前日から起算して5日前（休日、祝日を除く。）までに事務局に連絡すること。なお、WEB会議方式の場合はこの限りでない。

(2) 選定方法

本市が設置した選定委員会が、参加表明書及び企画提案書等を提出した参加希望事業者（以下「提案者」という。）からプレゼンテーションを受けた後、審査基準に基づき、業務提案の内容を総合的に審査・採点評価し、総得点が配点合計の60点以上である提案者のうち、最高得点者を本業務の優先交渉権者として選定する。

また、当該優先交渉権者が、施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合又は本市から指名停止の措置を受けることとなった場合は、次点の者を優先交渉権者として選定する。

(3) 審査基準

選定委員会は、企画提案書等の内容に重点を置き、「審査基準表」（別紙2）に基づいて審査する。

## 1.2 審査結果の通知

- (1) 選定委員会による審査結果は、全ての提案者に文書及び電子メールで通知するとともに、呉市ホームページに掲載する。
- (2) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

## 1.3 契約

- (1) 本市と優先交渉権者は、事業内容について詳細な協議を行った後、優先交渉権者が受託者として決定したときは、契約を締結する。なお、この場合において、当該契約の金額は、参考見積書の金額と同額とは限らない。
- (2) 契約の締結に当たっては、呉市契約規則第36条第1項第5号の規定により、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 本契約費用の支払いについては、業務完了後の一括払とする。

## 1.4 その他

- (1) 提出する書類等は、1事業者につき1案とする。同一事業者の本社、支社等による重複の申込は認めない。

- (2) 提出期限日の締切時間後においては、参加表明書等及び企画提案書等の提出書類の提出後の内容の変更若しくは追加又は再提出は認めない。
- (3) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。

## 15 問合せ先

5 (2)の事務局